

水 振 協 ニ ュ ー ス

平成 19 年 3 月号

編集・発行 (財)滋賀県水産振興協会 (077-568-3451)

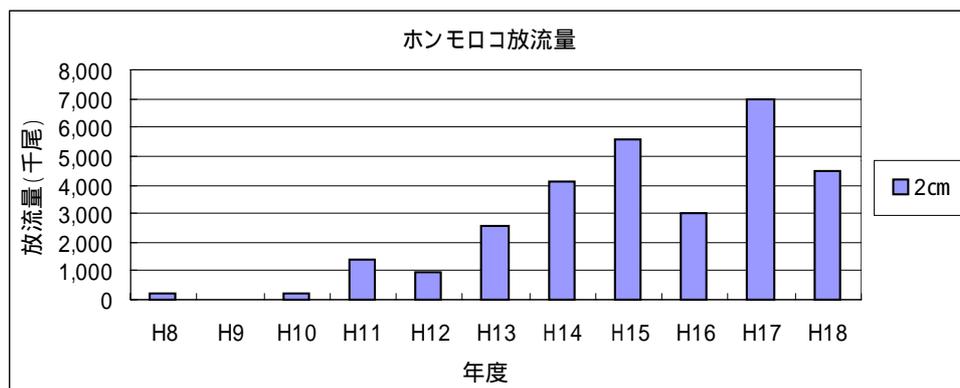
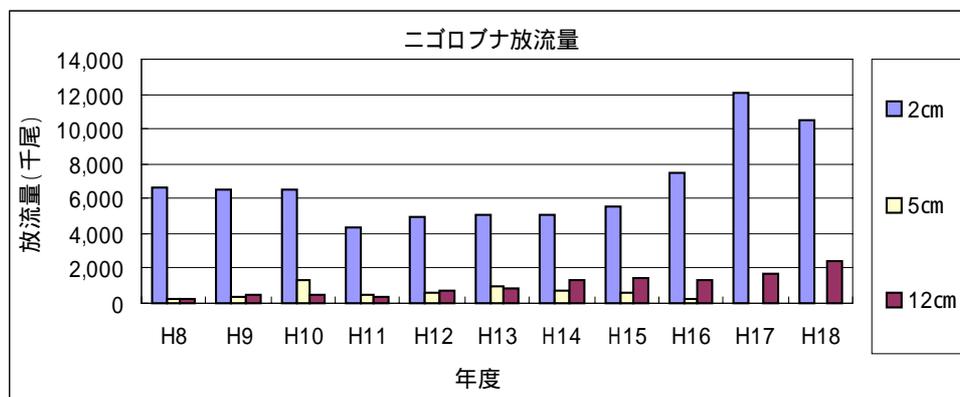
草津市志那町柿根 1393-2

ニゴロブナ 1,293 万尾・ホンモロコ 446 万尾を放流

平成 18 年度の放流量は、ニゴロブナ 1,293 万尾、ホンモロコ 446 万尾となりました。

ニゴロブナの 20 mm サイズは水田育成を中心に 1,050 万尾を、また、120 mm サイズの秋稚魚は 243 万尾を栽培漁業センターほか 4 箇所の生産拠点で生産し(県漁連からの購入種苗を含む)南湖から北湖一円の沖合へ放流しました。ホンモロコは全て 20 mm サイズ(水田育成を含む)を、南湖では沖合に、北湖では主に河川の河口部へ放流しました。

本年は 4 月から 6 月にかけての水温の上昇が遅く、産卵ふ化が不安定な状態が続いたため、ホンモロコはやや減産となりましたが、その後は気象条件も安定して順調に育ち、ニゴロブナの秋稚魚は計画量を大幅に超える結果となりました。各漁業組合ならびに滋賀県水産試験場には養成や放流にご協力頂き、ありがとうございました。





秋稚魚の漁船への積み込み



秋稚魚の放流

水田中間育成事業

ニゴロブナ稚魚の水田育成は平成 18 年度も主に沿湖漁業組合のご協力により実施し、15 漁協（その他 7 機関）、518 反の水田で 94 人が育成・放流に取り組んで頂き、837 万尾の稚魚が琵琶湖に流下しました。水田からの稚魚の流下率（流下尾数 / 放養尾数）は 48% でした。また前年に続き、16 反の水田でホンモロコの水田育成を実施し、13 万尾の稚魚が琵琶湖に流下しましたが、流下率は 20% と前年同様に低い結果となりました。この原因として、稚魚が流下できずに取り残されている様子は見られないので、ホンモロコの場合、水田で育ちにくい何らかの要因があるようです。ご協力頂いた皆様には、忙しい中をお取り組み頂きありがとうございました。



ふ化仔魚の放養



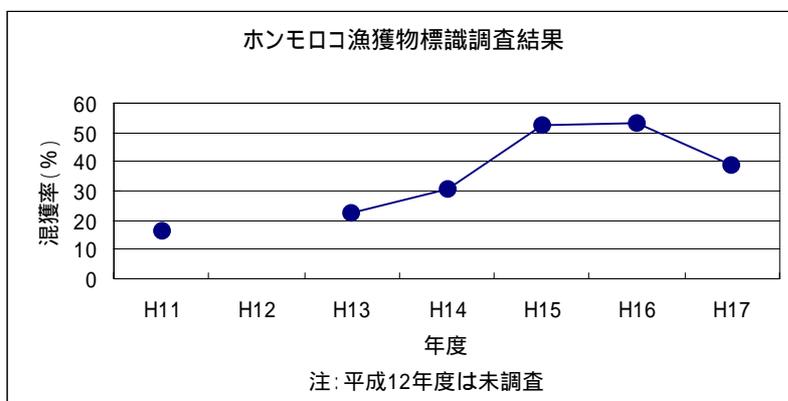
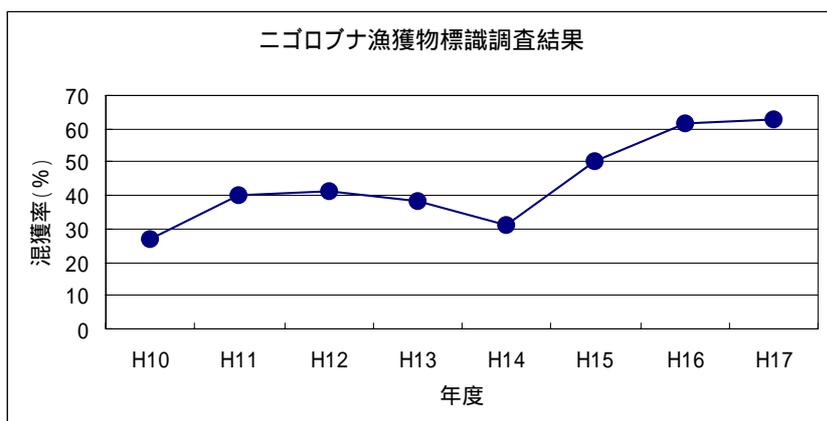
流下稚魚の採集調査

放流効果調査

協会では、放流効果を把握するために、ニゴロブナ・ホンモロコとも ALC による標識放流を行っており、毎年 1 月から 3 月にかけて漁獲された商品サイズのニゴロブナとホンモロコの標識調査を行っています。平成 17 年度の調査では、放流魚の混獲率（全調査対象魚のうち放流魚の占める割合）は、ニゴロブナ（調査尾数 923 尾）が 62.9%、ホンモロコ（調査尾数 769 尾）が 38.6% となりました。

ニゴロブナは前年（61.5%）とほぼ同様の結果ですが、その値は平成14年以降年々上昇しています。このことは放流効果の現れと同時に、毎年大量の種苗を放流していながら、依然として天然での繁殖が進んでいないことを示しています。ニゴロブナの繁殖を助長して資源を回復させるために、平成19年4月1日より全長22cm以下のニゴロブナの採捕が禁止（委員会指示）されますが、この調査結果からもその必要性が覗えます。

ホンモロコは前年（53.1%）より大きく下がっていますが、これは前年まで調査を行っていなかった刺網の漁獲魚の中に標識魚が殆ど見られなかったことによるものでした。



アユ人工河川管理運用事業

琵琶湖におけるアユ資源の安定的な維持培養を図ることを目的として、平成18年度の人工河川管理運用事業を滋賀県から委託を受けて実施しました。本年度の人工河川へのアユ親魚放流量は、滋賀県淡水養殖漁業協同組合より入荷（購入）した養成親魚10t（安曇川人工河川へ放流）でありました。その購入養成親魚が産卵し、約29.5億尾（推定）のふ化仔魚が流下しました。



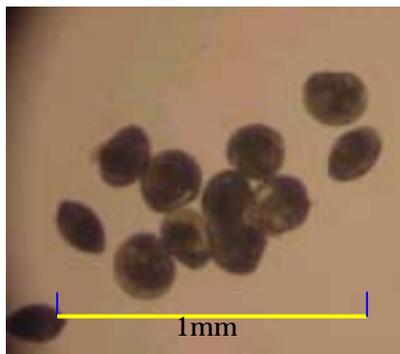
養成親魚の放流



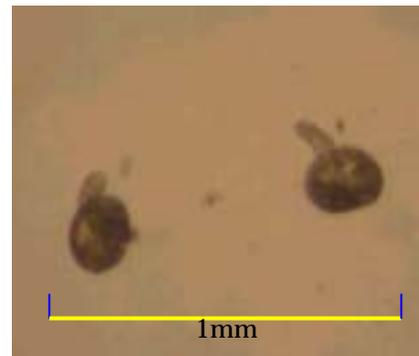
流下ふ化仔魚の調査

セタシジミ種苗生産事業

県漁連の委託を受け、進めてきましたセタシジミの種苗生産事業は、南湖水を利用して実施してから2年目になります。天然漁場に生息している親貝を採集し、「産卵誘発(引き起こす)」や「一斉産卵抑制(同時に皆が産まないよう)」などの技術を使って、稚貝を大量に生産し、良い漁場に放流する栽培事業です。平成18年度は、残念なことに例年の半分以下の約12億個という大幅な稚貝生産量の落ち込みでありました。これは、平成17年末から翌年の春にかけての記録的な豪雪と引き続き低温気候に見舞われ、湖水温の著しい低下が近年になく観測され、貝の成熟や成長の進み方が遅くなり、結果として良質な親貝を確保できなかったことが大きな要因として考えられました。



産まれて間もない稚貝



歩き始めた稚貝

お知らせ

資源回復のために(琵琶湖海区漁業調整委員会指示により)

2007年2月1日から、殻長1.8cm以下のセタシジミの採捕が禁止されました。

2007年4月1日から、全長22cm以下のニゴロブナの採捕が禁止されました。